

第1日

令和2年12月3日（木）

午前10時2分開会

○議長（堀尾俊浩君） これより、令和2年第8回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から12月18日までの16日間といたしたいと思っております。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月18日までの16日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

7番佐々木明子議員

8番内田恵三議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から報告1件、議案12件の送付を受けました。

これらを一括上程し、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 本日ここに、令和2年第8回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会には、報告について1件、補正予算について2件、条例の一部改正について5件、工事請負契約の変更及び締結について3件、指定管理者の指定について2件、合計13件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第24号について説明申し上げます。

報告第24号専決処分の報告につきましては、市道上の事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げるものであります。

次に、補正予算2件について説明申し上げます。

第80号議案令和2年度朝倉市一般会計補正予算（第5号）につきましては、新型コロナウイルス感染症対策、令和2年7月豪雨等による災害復旧等に必要な経費を補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ7億2,045万8,000円を追加し、予算総額を

526億3,486万6,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

総務費では、新型コロナウイルス感染症対策として行うプレミアム商品券発行事業費、市税等のキャッシュレス・コンビニ納付導入経費、電子図書館サービス事業費等の市独自の地方創生臨時交付金事業及び三奈木コミュニティセンター整備事業費に3億4,511万7,000円を計上いたしました。

民生費では、健康福祉館の大規模改造事業費等に1億4,477万9,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、平成29年7月九州北部豪雨で被災した地域の担い手となる生産者を支援する被災産地復興加速化支援事業費、林道の緊急自然災害防止対策事業費及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた畜産農家を支援する和牛等子牛確保緊急支援事業費に1億3,952万2,000円を計上いたしました。

土木費では、東中町団地建設事業を令和3年度までの事業とすることに伴う減額や、河川の緊急自然災害防止対策事業費に4,344万4,000円を計上いたしました。

消防費では、福岡県の砂防工事に伴う防火水槽の解体事業費に872万9,000円を計上いたしました。

教育費では、小中学校の新型コロナウイルス感染症対策等支援事業費及びICT環境整備事業費、市指定文化財の旧田代家住宅の災害復旧事業費等に3,566万7,000円を計上いたしました。

災害復旧費では、甘木公園施設の災害復旧費として320万円を計上いたしました。

次に、歳入の内容につきましては、歳出に伴う財源として地方交付税2,738万8,000円、国庫支出金2億9,629万7,000円、県支出金9,593万4,000円、市債2億8,250万円等を計上いたしました。

第81号議案令和2年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、介護保険法の改正に伴うシステム改修経費について補正するもので、歳入歳出それぞれ647万9,000円を追加し、予算総額を62億560万6,000円といたしました。

次に、第82号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第83号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第84号議案朝倉市学童保育所条例の一部を改正する条例の制定につきましては、蜷城学

童保育所の移転に伴い、位置を変更したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第85号議案朝倉市介護保険条例及び朝倉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第86号議案朝倉市農業農村整備事業分担金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、福岡県が行う農業農村整備事業に要する費用に充てるため、受益者から分担金を徴収する事業を追加したいので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第87号議案工事請負契約の変更につきましては、秋月・安川統合保育所新築建築主体工事について、工事設計の一部変更により請負契約額を変更する必要が生じたので、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

第88号議案及び第89号議案の工事請負契約の締結につきましては、農地改良復旧区画整理工事黒川地区疣目口・元ノ目換地区及び宮園・馬場・北小路換地区について、指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第90号議案及び第91号議案の指定管理者の指定につきましては、朝倉市学童保育所条例第9条の規定に基づき福田学童保育所、蜷城学童保育所及び杷木学童保育所並びに朝倉市杷木物産館条例第3条第1項及び朝倉市杷木農業公園条例第4条第1項の規定に基づき朝倉市杷木物産館及び朝倉市杷木農業公園の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決等いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長（堀尾俊浩君） 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀尾俊浩君） なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案されました議案等の質疑は、9日の本会議において行います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、8日、午前10時から行います。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時16分散会